

高度無線環境整備推進事業 (令和2年度第2次補正予算)

令和2年7月



総務省 中国総合通信局

1. 背景

- 新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、「新たな日常」に必要な情報通信基盤の整備が急務となっている。
- 子供たち1人1人に個別最適化され、創造性を育める教育ICT環境を実現することを目指したGIGAスクール構想を進めるためには、学校教育や在宅学習のための情報通信基盤整備を加速することが必要。

2. 概要

- 地方公共団体や電気通信事業者等による、5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備を支援。
- **本予算により、令和3年度末までに市町村が希望する全地域で整備を進め、新規の光ファイバ整備は支援を終える予定。**
- 総務省「ICTインフラ地域展開マスタープラン」(令和元年6月)で設定した光ファイバ整備の目標(令和5年度末までに未整備世帯数を18万世帯に減らす)を、2年前倒して、令和3年度末までに達成させる。

ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等
間接補助事業者：民間事業者

【令和2年度第二次補正予算：501.6億円】

イ 対象地域： 下記①～③のいずれかに該当する地域

- ①条件不利地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)、
- ②財政力指数0.8以下の自治体、③人口密度500人/km²以下の町字

ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

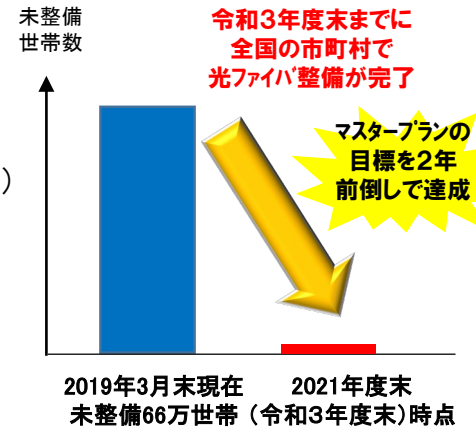
エ 負担割合： (自治体が整備を行う場合)

【離島】	
国 2/3	自治体 1/3
【離島以外】	
国(※) 1/2	自治体(※) 1/2

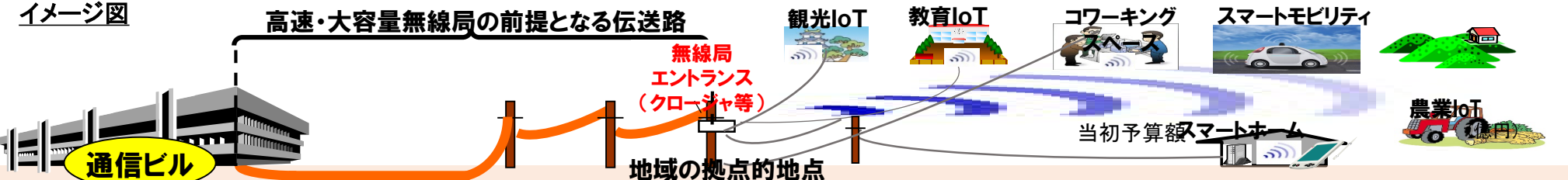
(※) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

(第3セクター・民間事業者が整備を行う場合)

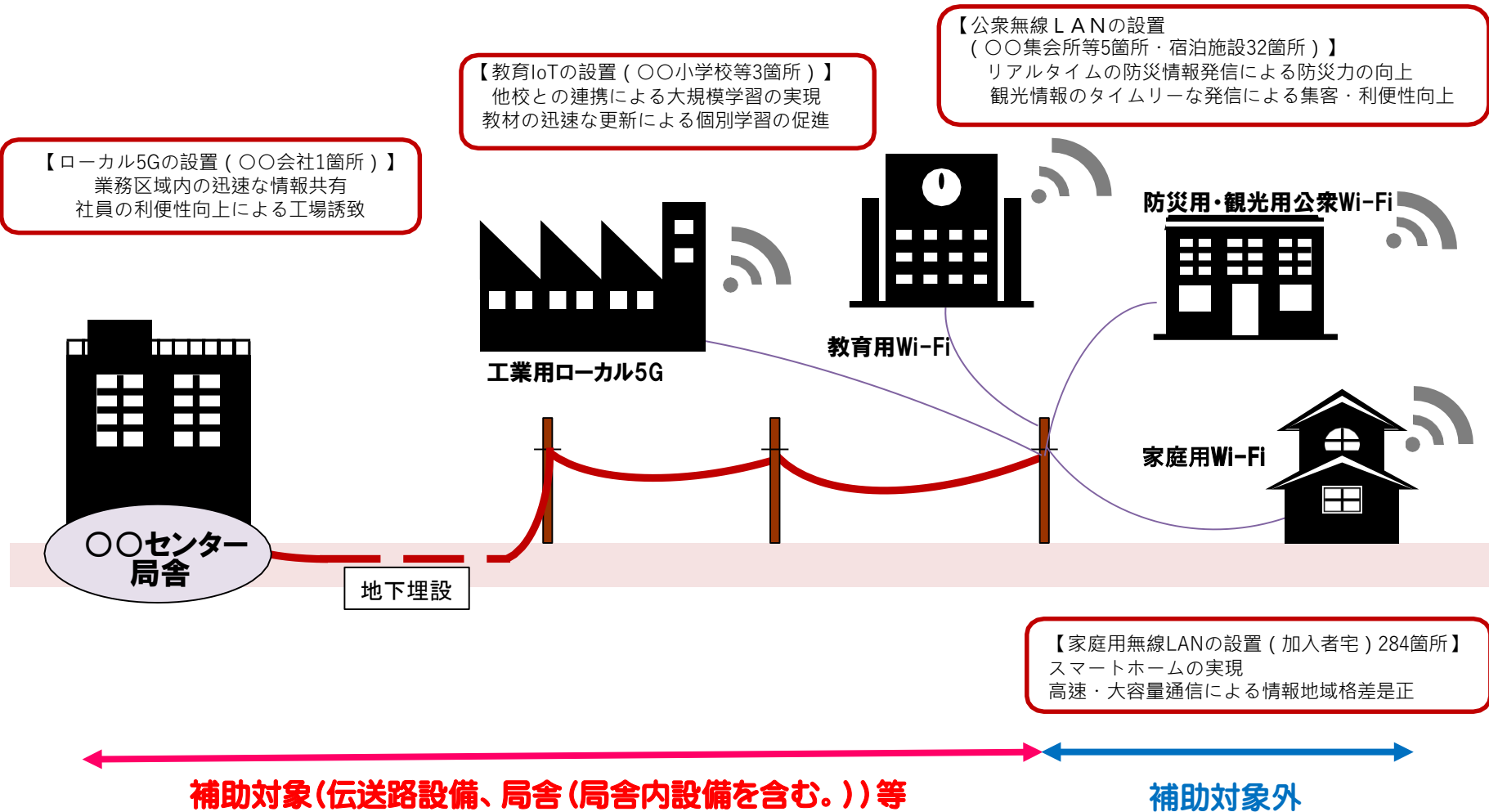
【離島】	
国 1/2	3セク・民間 1/2
【離島以外】	
国 1/3	3セク・民間 2/3



イメージ図



- 本補助事業では、5G等の高速・大容量の無線通信に接続するための光ファイバ部分(引き込み部分を除く)を対象としています。
- 具体的な無線通信の例としては、5Gのほか、①家庭内Wi-Fiを用いたインターネット接続、②農業・教育・観光IoT機器、③携帯電話事業者が整備するLTEなどとなります。

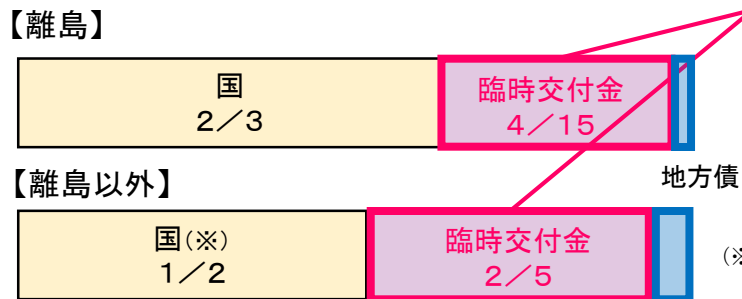


- ✓ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(令和2年度第一次補正予算総額1兆円)に関して、第一次交付限度額は、地方単独事業に係る算定額であり、人口・感染状況等に応じて算定済み。**第二次交付限度額は国庫補助事業の地方負担額等に応じて、今後、別途算定**(令和2年5月1日付け内閣府地方創生推進室事務連絡p5-6参照)。
- ✓ 交付金充当対象は、地方単独事業の所要経費と国庫補助事業の地方負担額。ただし、いずれも**自治体が策定する実施計画に掲載が必要**。第1次提出期限は第一次交付限度額(地方単独事業)向け、国庫補助事業の地方負担分に関しては、第2次提出期限(時期未定)に申請を行う(同事務連絡p4参照)。
- ✓ 光ファイバ整備に係る補助事業(高度無線環境整備推進事業)との関係は、補助事業の**補助裏の自治体負担分の8割が交付限度額の算定対象**となる(同事務連絡p6及び別紙2参照)。ただし、民設事業者が整備する補助裏について、自治体が一部を任意で負担する場合、離島は国庫補助額の1/2、離島以外は国庫補助額と同額の8割を上限として、自治体が実際に補助した額の8割が交付限度額の算定対象となる(令和2年6月2日付け総務省事務連絡参照)。
- ✓ このほか、地方負担分に補正予算債(公設)、過疎債・辺地債(公設/民設)等の地方債の充当も可能。
- ✓ ただし、**くれぐれも臨時交付金の申請期限、地方債の協議・申請期限には十分に留意が必要です。**

(注)本補助事業に関する臨時交付金の基本設計は第二次補正も変わらない予定

臨時交付金と高度無線環境整備推進事業

【自治体が整備を行う場合】

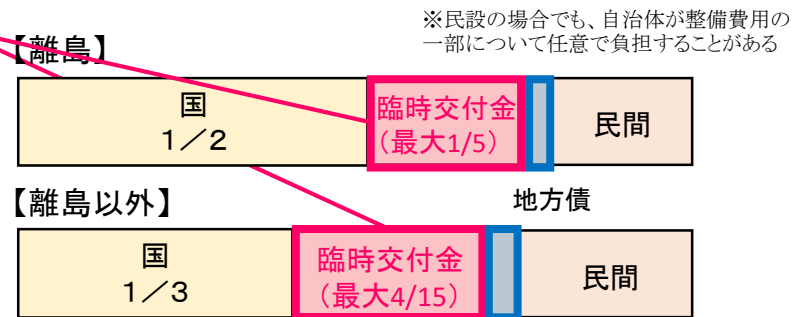


地方負担分の8割が臨時交付金交付限度額の算定対象

(※)財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

補助裏の自治体負担分の8割は交付限度額の算定対象、残り部分に地方債(過疎債7割、辺地債8割、補正予算債5割補填)を活用すれば、離島は各々2%、1.3%、3.3%の実質負担、離島以外は各々3%、2%、5%実質負担で整備可能

【第3セクター・民間事業者が整備を行う場合】

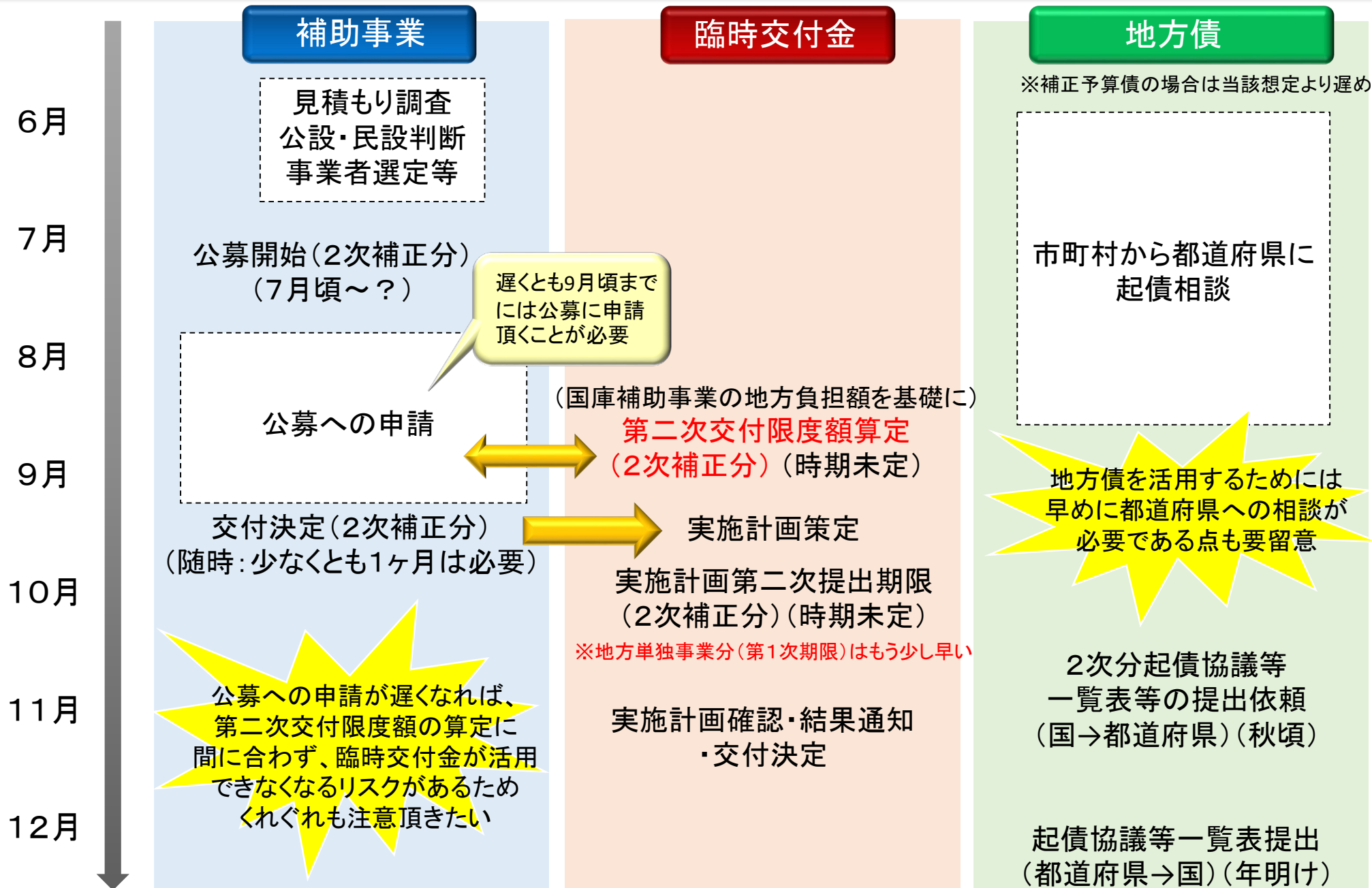


※民設の場合でも、自治体が整備費用の一部について任意で負担することがある

離島以外は補助額と同額(離島は国庫補助額の1/2)の8割を上限として、自治体が実際に補助した額の8割が交付限度額の算定対象。過疎債・辺地債も活用すれば、実質的な自治体負担は相当軽減される。(※自治体負担額は、事業者との協議により決定される)

想定されるスケジュール

※時期は不確定な要素も多く
下記の通りとならない可能性あり



令和2年度第二次補正予算の「高度無線環境整備推進事業」の検討にあたっては、次の点を十分留意をお願いします。

- ① **補助裏向けの臨時交付金は、地方単独事業分(第一次交付限度額)とは「別枠」で措置されます。**このような負担軽減措置は、今後は利用できない可能性があります。(仮に整備を希望されるなら、今回が絶好の機会です。)
- ② 総務省としては、今次補正予算で(ブロードバンドサービスのための)新規の光ファイバ整備支援は終える予定です。そのため、**今回、市町村が希望される全ての補助対象地域で整備を支援させていただく予定です。**
- ③ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(二次補正分)の第二次交付限度額の算定期限、地方債の期限や市町村側で整備費用の積算等に要する時間も考慮すると、臨時交付金や地方債をフル活用いただくためには、期限に十分な留意が必要で、早い判断と対応が必要です。

上記①から③を踏まえていただき、**光ファイバが未整備の地域を有する地方公共団体におかれては、是非とも、この機会に整備を頂くべく、今次「令和2年度第二次補正予算分の公募」への申請をお願いします。**(公募は第二次補正予算成立後、速やかに実施しますが、7月頃となる見込みです。併せて、臨時交付金の申請のために実施計画を策定の上、期限内に内閣府に提出も必要です。)

□ 迅速な対応が必要となりますので市町村側で何かご相談、ご懸念等があれば、遠慮なく中国総合通信局情報通信振興課(Tel082-222-3323)はもちろんのこと、本省ブロードバンド整備推進室長(Tel03-5253-5864)又は同室(Tel03-5253-5866)まで御連絡ください。また申請手続き等に関してサポートが必要であれば、遠慮なく中国総合通信局情報通信振興課にお問い合わせください。